

令和7年6月23日 開会
令和7年6月23日 閉会
第 14 回
(通算第 240 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 6 号	
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。	
令和7年6月11日	
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学	
1	日時 令和7年6月23日
2	場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 14 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	
令和7年6月23日	
招集の場所	
吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室	
応招委員	農業委員
	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員
河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎	
不応招委員	
なし	
出席委員	農業委員
	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員
河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎	
欠席委員	農業委員
	農地利用 最適化 推進委員
欠 員	
なし	
本回の議長	
会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	
事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開 会	
議長は 9時00分 開会を宣告	
閉 会	
議長は 9時25分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	
別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	
森下保 米田 浩司	
会期の決定	
令和7年6月23日	
開 議	
令和7年6月23日	
備 考	

第 14 回農業委員会
(通算第 240 回)

令和7年6月23日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局	本日は、農業委員さん１２名の内１２名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。 議事録署名委員として森下委員、米田浩司委員を指名します。
議長	議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるので、申請が提出されたものとなります。 農地の取得を許可する要件は、主に３つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。 議案第１号について説明します。 農地の所在は六日市●他、合計２筆、合計面積は 677 ㎡です。 譲渡人は●さん、廿日市市の方、譲受人は●さん、広石の方です。 今回の申請地は養護老人ホームぎんなんから北東に約 4 0 0 m のところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人の●さんは、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械は草刈り機を所有されています。 ●さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことでした。 以上ご審議をお願いします。
議長	はい、それではですね、現地の方、尾崎委員さんに確認をしていただいておりますのでよろしくお願い致します
尾崎委員	おはようございます。●さんの家は、溝上で今空家になつとります。空家の前は駐車場で、両サイドが畑で、草刈りしてきれいになつとりました。耕作したら野菜

議 長	が植えられる状態です。水路は家の前の道路が３メートルくらいの道路ですが、そのへりに水路がついて、それを使用するんじゃないかと思います。別に問題はありませんでした。以上です。 ありがとうございます。現地の方は以上のような事でございます。皆様のご意見を伺いたいと思います。 ご意見のある方、挙手をもってお願いをいたします。 無いようでございますので、裁決の方に移らせていただきます。 それでは、第１号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可されました。 続きまして議案第２号でございます。農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する件について案件が出ておりますので、よろしくお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第４条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は福川●番１、地目が畑、面積 91 ㎡で、申請者は●さんです。場所は柿木中学校から福川方面に 2 k m 行ったところです。 転用の目的は住宅の建設です。理由は隣接家屋の改修（増築）に必要な用地確保のため当該の農地を宅地に転用したいとのことです。 ここの農地は平成 7 年に圃場整備が行われたところですが、約 3 0 年近くが経過しており、集落に接続する農地は例外的に農地転用を許可することができます。 排水は合併浄化槽を設置し環境に影響がないようにするそうです。併せて隣接する水路からの漏水対策をするとのことでした。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、融資証明書で確認しておりますので、資金面での問題はありません。 この農地は 2 月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 以上、ご審議をお願いします。

議 長	今説明がありましたように、この件につきましては2月の農振の除外をして、今回の農業委員会に提出された件でございます。 現地の方、2回目になろうかと思いますが橋本修治さんに確認しておりますので、よろしくお願いします。
橋本委員	おはようございます。先日●さん本人と話しまして、現場を見ました。事務局が言われましたように、合併浄化槽の設置等もされるという事で、ほとんどリフォームというより新築に近いような感じで、結構な手がかかるようで。用水路もあるんですけど、これに合わせて改修されるそうです。水田用水路の方は、改修されるそうで、問題ないと思われます。以上です。
議 長	ありがとうございます。 2回目の確認になりますので、あまり問題ないと思いますが、今現地の方は橋本さんがおっしゃったのを含めまして、皆さんのご意見を受けたいと思います。 ご意見のある方、挙手をお願いします。 ございませんか。ないようでしたら採決の方に移らせていただきます。第2号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。 それでは続きまして第3号議案に移らせていただきます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されておりますので事務局説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の権利移動を伴う農地転用で、農地を売って建物などを建てる場合の申請となります。 許可の要件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は田野原●、地目が畑、面積は3337㎡です。 譲渡し人は●さんで、譲受人は●です。 農地の場所は、●の南側に隣接している農地です。 転用の理由は老朽化した変電設備を新しく設置するためとのことです。 この農地は第2種農地となります。第2種農地とは、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地です。第2種農地は代替地がない場合は転用が可能です。

	申請地は、●の敷地に隣接しており、今ある変電設備に隣接する農地であるためこの場所を選定されたそうです。 転用の確実性については、転用に係る費用は、全額自己資金で賄うということで、預金残高証明書をいただいておりますので資金面での問題はありません。 また、工事の着工の時期ですが、農地転用の許可が出てから資材を発注し納品が3年後になる見込みであり、それまで工事の着工はできないそうです。その間の農地の管理は●が行うとのことでした。 土地の造成は防護フェンスで土砂の流出を防ぎ、排水は申請地で水の利用はなく日照も問題はないと思われます。 土地改良区からは特に意見なしということです。 この案件は、転用面積が30アール以上(3000㎡以上)であるため、島根県農業会議へ諮問が必要とされていますので、県に提出します。県の審議会の結果、許可相当と回答されましたら農地転用許可書を発行することとなります。以上、ご審議を行います。
議長	今説明がありましたように、かなり大きい面積の転用でございます。現地の方、森下委員さんに確認していただいておりますので、よろしくお願いします。
森下委員	はい、この農地につきまして、今月の13日に申請代理人さんに電話で確認をいたしまして、現地確認の関係で16日の月曜日10時からという形で申請の代理者であります地元の人と、それから安永委員と3人、そして●さんにもお話を伺ったりして現地確認をいたしましたが、以前からそこは大根とか野菜、7～8年前かと思うんですが、コンニャクやキャベツを作っておられて、今はもう栽培はしてない状況でございます。実際現地は畑地と言いますか、もう栽培してない、現況としては草が生えておる状態でした。その地域につきましては、水路等はまったくございませんので、排水関係でも問題ないと思いますし、今度変電設備を作られるという事で、整地をする段階では、そういう排水施設も作られるという事を伺っておりますし、隣の農地もあるんですが、ほとんど現状としては栽培はしてない、という荒廃の土地でありまして、そこを今の申請地自体で足りなければ、その農地もまた買収を考えている、という事で、申請しなくてはいけないかな、というお話を聞きました 以上です。
議長	詳しく聞き取りをしていただき、ありがとうございました。まあ大きな農地だったんで、大変だっただろうと思います。 以上、森下さんの意見を聞きながらですね、意見を受けたいと思います。ご意見

	のある方、挙手をお願いします。
河野達委員	今、変電施設を申請は通産省に許可がいると思うんですが、許可おりているんですかね？まだ未定なんですかね？
事務局	すみません、それは確認はしておりません。
議 長	河野さん、確認して次回回答しましょうか。
河野達委員	いえいえ、参考にちょっと
議 長	ほかにございませんか。この案件はですね、先ほど事務局が言いましたように県の農業会議の常設委員の審査が必要になってまいりますので、7月1日に現地調査と審査を受ける計画をいたしております。 ご意見ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただいてよろしいですか？ はい、それでは第3号議案につきまして、裁決を取ります。賛成の農業委員の皆さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます、全員挙手という事で、認可されました。 以上が承認事項の議案でございます。それではその他の方に入らせていただきます。 これからは報告事項になります。(1)番、非農地証明の交付申請について報告をお願いします。 まず立河内の案件で5月に申請をかけたものでございます。
議 長	内容につきましては5月のところで説明はいたしましたところですが、3名ご指名しましたので、その中で河上さんに代表して現地の方の確認の説明をお願いします。
河上委員	おはようございます。報告させていただきます。 申請者の●さんは一緒に住まわれてないので、ちょっと電話でお話はしまして、実家の方を訪ねて、お母さんがおられますので、お母さんとの件についてお話を伺いました。この農地は昭和25年頃に牛小屋を建てて使用されていたそうです。それで非農地の状況で使用されていたそうです。現在は、農機具を保管されておりました。この件に関して、ちょっとかなり古いので事務手続きを代行されている行政書士さんにも電話でお話をさせていただきました。そしてこの結果、この件につい

議 長	ては農地法が施行されるよりも以前から非農地として使われておりますのを、確認しました。よって、この非農地を発行する事は問題はないと思います。以上です。 ありがとうございました。それでは続きまして、非農地証明の２番でございます。白谷の案件でございます。●さんの案件ですが、この農地につきましても田村さんの方で確認していただいておりますので、よろしくお願いします。
田村委員	おはようございます。先日６月７日土曜日に私と河野（雅俊）委員と齋藤（一政）委員の方で３名で現地の方確認に行ってまいりました。 こちらの非農地の事由として、こちらに書いてある「かねてよりこの農地に水が流れ出て、完全に乾かず耕作ができない」という状況を確認したわけですが、現地を確認しますと、３か所ほど水路からではなく山からの湧き水のようなものがずっと出ている状態でございます。秋になっても止まりませんので、田んぼとしての利用が困難である、と。１０年以上にわたって、こちらの畑、田んぼは作ってないという事でございましたので、今後も田んぼとしての利用は困難かと思われます。 で、●さんにつきましては、今お一人暮らしなんですけど、この度町外へ転出する予定という事でございました。以上でございます。
議 長	ありがとうございました。非農地証明交付申請につきましては以上のような事でございます。 本日はこれで終了します。 午前９時２５分閉会